

南海美加の台第三地区

面積	10,201.45m ²
区画数	25区画
認可年月日	認可 H17.7.22
有効期間	10年 自動更新後5年
用途地域	第1種低層住居専用地域

■概要

- 建築物は、南海電気鉄道株式会社（以下「開発者」という。）が造成した土地1区画以上に対し1戸とする。但し、車庫その他これらに類する付属建物はこの限りでない。
- 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
 - （イ）専用住宅
 - （ロ）診療所
 - （ハ）その他、第12条に規定する委員会が、良好な住宅地としての環境を損なわないと特に認めた第1種低層住居専用地域に建築することができる建築物
- 建築物の階数は、地階を除く2以下とする。
- 建築物の高さは、開発者又は開発者の指定する宅地販売業者より宅地の引渡しを受けた時（以下「引渡し時」という。）の地盤面より9.0m、軒の高さは7.0mをそれぞれ超えてはならない。
- 敷地境界線からの建築物の外壁後退距離は、道路及び歩行者専用道路に接する敷地の部分については1.8m以上とし、その他については1.0m以上とする。
- 道路に面して設置する塀は、引渡し時の地盤面より1.5mを超えない高さとし、表面化粧の施されていないコンクリートブロック積みとしない。
- 引渡し時の道路に面する擁壁面に、人工地盤及び構造上危険な石積等の構造物、工作物を設置してはならない。
- 引渡し時の地盤面の高さを変更してはならない。但し、造園及び車庫の築造による一部の変更はこの限りではない。
- 門、車庫等の扉は、開放時に敷地境界線を越えないものとする。
- 道路の隅切部分を車庫の出入口としてはならない。
- 建築物の色彩、形態及び付属建築物、立木の意匠等は、良好な住宅地に調和するものでなければならない。
- 敷地内の空地は極力緑化に努めなければならない。
- 敷地内に設置済の汚水柵に雨水を流入させてはならない。